

たけだ正光県議会レポート

発行 / 自由民主党千葉県議会議員会

〒260-0855 千葉市中央区市場町2番13号 電話043(227)7411

児童虐待防止条例の改正案を可決

武田県議が提案理由を説明

流山市選出で自民党若手議員の中心的存在の武田正光(たけだ・まさみつ)県議は4期目。9月定例県議会冒頭の本会議場に登場し、自らが議長として牽引する党のプロジェクトチーム(P.T)がまとめた「千葉県子どもを虐待から守る条例」の改正案について、提出者を代表して趣旨説明を行いました。同条例は、平成28年12月議会で、P.Tが作成し、議員が自ら条例案を議会に提出する「議員発議案」として提出した際も、武田県議が趣旨説明を行い、条例案は可決・成立していました。

しかし、今回の改正案は、今年1月に野田市で発生した小4女児の虐待死亡事件から、「しつけ」を理由とした体罰の禁止などを新たに条文に付け加えることを目的としたものです。同改正案は10月10日の9月議会最終日に可決されました。そして、自民党から執行部に対し、虐待防止対策のさらなる充実強化を求める附帯決議案が提案され、討論の結果、決議案は採択されました。同条例改正の動きを詳しくお知らせします。



児童虐待防止条例の改正で壇上に立つ武田県議

提案理由の説明

9月27日に行われた武田県議の発議案第2号の「千葉県子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例の制定」についての趣旨説明の要旨は以下の通りです。

◆ 私たちは、2月議会において、全会致で「女児虐待死事件の徹底した真相究明と再発防止宣言」を可決し、その後は、関連予算の成立など、再発防止策が進められていくところですが、今回の事件の検証については、現在、第三者検証委員会調査中であり、検証結果が出るまでには未だ相応の時間

◆ 私たちは、2月議会において、全会致で「女児虐待死事件の徹底した真相究明と再発防止宣言」を可決し、その後は、関連予算の成立など、再発防止策が進められていくところですが、今回の事件の検証については、現在、第三者検証委員会調査中であり、検証結果が出るまでには未だ相応の時間

改正案のポイント

1 点目は、保護者のしつけによる体罰の禁止を明文化します。

法律改正を踏まえたものですが、体罰の禁止を明示することにより、今回の事件のように、しつけ名目での体罰を容認する保護者の言い逃れを防ぐとともに、しつけがエスカレートして虐待に至るケースの抑止に向けた啓発等に繋げていくことを目的とします。

2 点目は、第2条の「関係機関等」の定義に警察等

を要すると見込まれます。一方、国では、本年6月26日、しつけに際しての体罰の禁止を条文上明らかにするなどの改正児童虐待防止法が交付されました。

◆ 私たちは、2月議会において、第三者検証委員会の報告を待つのではなく、これまでの県当局の対応や、国の法律改正、及び検証の中間取りまとめ等を受けて、現時点で明らか課題を踏まえた改正を速やかに実施することにより、法的側面からの児童虐待防止対策の強化を図り、再発防止の徹底に繋げることを提案いたします。

◆ 私たちは、2月議会において、第三者検証委員会の報告を待つのではなく、これまでの県当局の対応や、国の法律改正、及び検証の中間取りまとめ等を受けて、現時点で明らか課題を踏まえた改正を速やかに実施することにより、法的側面からの児童虐待防止対策の強化を図り、再発防止の徹底に繋げることを提案いたします。

を明記します。

これは、先の法律改正までに法律上で明示列挙されたものを追加して明確化することにより、本条例での「関係機関等」の役割の重要性を明らかにするとともに、虐待の早期発見や情報共有などでの連携強化へと繋げるものです。

3 点目は、第11条の基本計画の規定に、児童虐待死亡事例検証報告を踏まえた

取り組み、虐待対応マニュアルの実践状況並びに短期で達成すべき指標及び進捗管理の方法に関する事項を加えます。

児相の新設を支援

4 点目は、児童相談所の設置を目指す市への支援規定の新設です。

法律上、希望する市区については、児童相談所の設置が可能とされているところ、現在、船橋市や柏市が児童相談所の設置に向けて検討しています。市による児童相談所の設

県も緊急対策を実施

武田県議を議長とする自民党の児童虐待防止対策プロジェクトチーム(P.T)は、これまでも県執行部と条例案及び条例改正案の調整を重ね、県に対し継続的に働きかけるとともに、P.T独自に児童相談所の視察訪問や他県の先進事例の調査研究などを行い、県の施策に反映させてきました。

特に、本年1月の野田市における女児虐待死亡事件を受け、県としても5月には児童虐待防止緊急対策をまとめ、8月にはその実施状況と今後の取り組み予定を公表しました。自民党P.Tの成果が反映されたものです。

緊急対策の実施状況では、児童相談所の体制強化の環として、虐待対応件数の多い中央、市川、柏の3児童相談所に警察OBを含む警察職員を追加配置し、警察との連携強化が図られました。また、同3児童相談所には弁護士との連携を拡大し、弁護士による相談体制の充実が図られ、さらに一時保護所の増設や児童相談所における虐待対応マニュアルの改定なども実施しました。

自民党のP.Tは、執行部に対し継続的に働きかけ、子どもの命を最優先にするという決意をもって児童虐待防止に取り組んでいます。

流山市や県政のご相談、ご要望をお聞かせください
 〒270-0163 流山市南流山4-1-8-1105
たけだ正光 県議事務所 TEL.04-7159-0518
 FAX.020-4666-1033
 ホームページ たけだ正光
<http://www.takeda-hashiru.com>

虐待防止へ附帯決議案を採択

自民党PT座長として主導

子供の安全・安心のため 対策の充実強化を求めて!

武田県議は、9月議会の最終日に児童虐待防止対策のさらなる充実強化を求めて、自民党プロジェクトチームの座長として虐待防止の附帯決議案を取りまとめ、議会に提案しました。

決議案の趣旨説明では「我々県議会は、千葉県子どもを虐待から守る条例の改正に伴い、条例案第11号に基づく次期基本計画の策定及び児童虐待防止対策のさらなる充実強化を行うことを求める」と訴え、討論の結果、同決議案は採択されました。

附帯決議の主な内容

附帯決議で求める主な事項は次のとおりです。

1. 児相の体制強化について
(1) 児童福祉司及び児童心理司等の専門職員の増員計

(2) 6月議会の補正予算による増員を図った児童安全確認協力員や児童虐待対応協力員についても、現場の状況を踏まえながら、さらなる増員を検討すること。

(3) 保護者による圧力等に対しても、職員が毅然と業務遂行できるように、必要に応じて迅速に警察や弁護士をサポートを受けられる体制のさらなる充実を、配置の強化に加えてテレビ会議の利用等を視野に入れながら図っていくこと

(4) 弁護士や医師等の専門職

の知見を生かしたソーシャルワークの実施を強化していくこと

(5) 経験が浅い職員の増員を踏まえて、職員研修のさらなる充実を図るとともに、千葉県子ども虐待対応マニュアルの現場への浸透を徹底すること。

(6) 現行の児童相談所支援システムを抜本的に改めるとともに、最新のICTを活用することにより、職員の業務執行体制の強化を図っていくこと。

(7) 中長期を見据えながら、一時保護所の定員の増員などの項目を計画的に実現すること。

このほか、県執行部に対して

し、児童虐待防止対策のさらなる充実強化を求める具体的な課題として、以下の各項目を挙げています。

他には、

2. 児相と関係機関等の連携強化について

3. 警察における体制強化について

4. 学校等における体制強化について

5. DV事業への対応について

6. 県民への啓発強化について

7. 子どもの権利保護と安全確保について

8. 予防対策について

9. 基本計画とPDCAについて

以上の9項目について、具体的な対策の実施を求めました。



森田知事へ「申し入れ書」を提出(3月)



柏・市川児童相談所を訪問(6月)



埼玉県の中央児童相談所を訪問(8月)

児童虐待防止対策プロジェクトチームの主な活動

平成27年

- 7月
 - 三重県庁訪問
 - NPO法人CAPNA(愛知児童虐待防止ネットワーク)訪問
 - 名古屋市役所訪問
- 8月
 - 千葉県内 児童養護施設 3カ所訪問
 - 千葉県内 乳児院 2カ所訪問
 - 中央児童相談所をはじめ千葉県内全児童相談所を手分けして訪問
 - 千葉県生実学校(児童自立支援施設)訪問
 - 千葉県児童福祉施設協議会(千児協)、千葉県里親会との意見交換
- 9月
 - 有識者を招いての講演会開催
- 10月
 - 千葉県子ども病院訪問

平成28年

- 2月
 - 静岡県里親家庭支援センター訪問
 - 大阪市子ども相談センター訪問
 - 大阪府庁訪問
- 7月
 - 千葉県児童福祉施設協議会(千児協)、千葉県里親会との意見交換
- 10月
 - 「千葉県子どもを虐待から守る条例(案)」パブリックコメント開始

- 12月
 - 定例県議会にて「千葉県子どもを虐待から守る条例」が賛成多数により可決

平成29年

- 10月
 - 児童虐待基本計画の素案についての意見交換会

平成30年

- 2月
 - 平成30年度予算における児童虐待防止策の勉強会
- 7月
 - 平成26年市原市の死亡事例、自治体間連携に関する勉強会

平成31年

- 2月
 - 野田市における女児死亡事案について県からの報告会
- 3月
 - 県議会にて決議書「女児虐待死事件の徹底した真相究明と再発防止宣言」の可決
 - 知事・教育長・県警本部長に「女児虐待死事件に係る申し入れ書」の提出
- 4月
 - 「申し入れ書」を受けての県の施策についての意見交換会

令和元年

- 6月
 - 柏児童相談所、市川児童相談所訪問
- 8月
 - 埼玉県庁・埼玉県中央児童相談所を訪問
- 8月~9月
 - 「千葉県子どもを虐待から守る条例」改正案および附帯決議案についての研究会



自民党プロジェクトチームの会合